令和8年度　町単土地改良事業水路改修小野地区工事
特別仕様書

第1章　　総則

この工事の実施に当たっては、長野県農政部制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」、長野県農政部制定「土木工事施工管理基準」を適用する。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、以下にある選択項目について、「レ点」が選択されていることを示すものである。

第2章　　工事内容

１．目　　的

この工事は、表題の事業の一環として、水路を改修するために行うものである。

２．工事数量

設計書のとおり。

３．週休２日工事

~~本工事は週休２日工事の対象工事である。「週休２日工事実施要領」に従い取り組むものとする。~~

~~（参考）「週休２日工事実施要領」及び同要領の取扱い~~

~~https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/syuukyuu2ka.html~~

４．施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

☐ 該 当

☑ 非 該 当

５．運搬費及び準備費の実績変更

(1)　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費　　準備費：伐開・除根・除草費

(2)　本工事における実績変更対象費の割合は、長野県公式ホームページによる。

（参照）共通仮設費に対する実績変更対象費の割合の改定について

https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/jiltusekihenkoutaishouhi.html

(3)　受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4)　受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5)　受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6)　発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7)　発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8)　疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第3章　施工条件

１．工期関係

(1) 工期

工期は、入札公告に記載のとおり。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に準備期間、休日数（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨・降雪等による作業不能日数及び後片付け期間を見込んでいる。

準備期間は30日を見込んでいる。

(2) 工程制限

☐ 有 り(　　については、　　の理由により　年　月　日までに完成させること。)

☑ 無 し

２．部分引渡し

☐ 有 り

☑ 無 し

３．作業時間制限・超過勤務・夜間工事条件

☐ 有 り

☑ 無 し

第4章　現場条件

１．土　　質

土質は、共通仕様書第１編第３章第３節３－３－１一般事項に示す砂質土を想定している。また、想定と異なる土質が出現した場合は、監督員に報告し、土質試験等を含めその対策について監督員と協議を行うこと。

２．関連工事

☐ 有 り

☑ 無 し

３．第三者に対する措置

施工に際しては、振動、騒音、安全対策に十分留意しなければならない。特に、生コンクリートや資材の搬出入に際しては、一般通行に支障を及ぼさないようにするとともに、安全管理に十分留意すること。

☐ 事業損失防止対策調査有り

☑ 事業損失防止対策調査無し

４．関係機関との調整

受注者が工事着手前に行う地権者及び関係官公署等との協議、調整は、監督員の指示を事前に受けるものとする。なお、発注者が実施している協議等の状況は、次表のとおり。

☐ 協議事項有り

☑ 協議事項無し

５．工事支障物件

支障物件がある場合には、細心の注意を払って施工すること。また、施工に当たっては、監督員の指示に従うとともに、市町村及び関係事業者との協議を行ってから実施すること。

☐ 支障物件有り

☑ 支障物件無し

工事の施工上必要となる架空電線の防護措置について、設計変更の対象とします。
（参照）工事に伴う架空電線の防護措置に係る対応について（通知）

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/documents/tuutibun_kakuusen.pdf

６．建設副産物の処理

☑ 有 り

☐ 無 し

１）建設発生土

搬出先	処分方法	特記事項
監督員の指示による		

※搬出先について

ア　上記の搬出先について、当初想定であり、暫定的な搬出先である。契約後、受発注者協議等により搬出先を決定する。搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

イ　盛土規制法の許可等に向け協議中の搬出先であり、許可等の見込みは未定である。なお、工期には許可までの調整期間を含んでいる。

ウ　公告時点はア及びイのとおりだが、契約後に搬出先を変更する場合は、変更後の搬出先における盛土規制法の許可等で必要となる手続きを改めて確認する必要がある。

２）特定建設資材（建設リサイクル法関係）

種　　別		処理場名	備　考
アスファルトコンクリート塊			
コンクリート塊	無筋	南重建設(株)	2,160円/ｔ
	鉄筋		
	二次製品		
建設発生木材			

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

３）産業廃棄物（建設廃棄物処理指針（環境省）関係）

種　　別	処理場名	備　考
木くず（伐根・伐採材）		
汚　泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

種　　別	処理場名	備　考
その他（金属くず他）		

７．土壌汚染対策法の届出

☐ 有 り　届出日:　　年　　月　　日

※行為着手は、届出日から30日経過後とする。

☑ 無 し　適用条項 ☑ 土地の形質の変更規模が3,000m2未満（第4条、規則第22条）

☐ 土地の形質の変更規模が3,000m2以上であっても、次の1～3いずれかに該当する行為

（第４条、規則第25条）

☐ 1. 土地の形質の変更が盛土のみ

☐ 2. 軽易な変更（次のⅠ～Ⅲのいずれにも該当しない）

Ⅰ. 土壌の区域外への搬出

Ⅱ. 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更

Ⅲ. 土壌の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上

☐ 3. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第5章　仮設

１．指定仮設

☐ 有 り

☑ 無 し

２．任意仮設

☑ 有 り(標準契約約款第1条第3項に該当する事項)

☐ 無 し

項　　目	内　　容	制約条件	参考図の有無	特記事項
水替工				
水廻し工	土のう		有	
工事用道路	敷砂利10cm		有	
土留工				
河川仮締切工				
仮設電気				
敷鉄板設置・撤去工				
敷鉄板賃料				
ポンプ運転（締切排水工）	水替ポンプ		有	運転日数　10日を想定
安全管理員				

第6章　用地関係

１．工事用地等未処理部分

☐ 有 り

☑ 無 し

２．発注者が確保している用地

☐ 有 り

☑ 無 し

３．上記以外の用地

上記以外で必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続きは、受注者側で対応するものとする。特に農地の一時転用については、事前に地域振興局農業農村支援センター、市町村、農業委員会等と調整するとともに、許可書の写しを監督員に提出すること。

第7章　工事用材料

１．規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次に示すとおりであり、監督員が指示する材料については、試験成績書等を提出し承認を得なければならない。

名　　称	規　　格	試験成績書等提出の有無
一体型柵渠	600×600	有
硬質ポリ塩化ビニル管	VUφ100（有孔管）	有
暗渠吸出防止材	t=10mm	有
生コン	18-8-25BB(w/c≦60%)	有
砕石類	RC-40	有

２．確認又は試験

主要材料に係る監督員の行う確認又は試験は、下記のとおりである。

項　　目	内　　容	摘　　要

※受注者及び監督員等が行うコンクリート二次製品受入れに伴う検査等については、長野県農政部制定「コンクリート二次製品検査技術基準」によるものとする。

３．県内産資材

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、工事材料の選定に当たっては県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取組みを推進するものとする。

１） 県内産資材を優先使用に努めること。

２） 工事用資材の調達を極力県内取扱い業者から購入すること。

３） 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を監督員に提出すること。
報告が必要な資材は「生コン」、「砕石」、「加熱アスファルト合材」、「コンクリート二次製品」に限定する。

（参照）長野県工事関係書類（図書、帳票、様式）ダウンロード一覧

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html

４．中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

１） 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

２） 調達検討資材は監督職員と協議するものとする。
協議にあたりナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）を添付すること。

３） 別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

４） 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第8章　環境との調和への配慮

１．特に配慮すべき事項

☐ 有 り

次表の通り。実施困難若しくは変更が必要な場合、又はこれ以外で工事に反映可能な項目がある場合は、監督員と協議すること。

☑ 無 し

２．環境に配慮した材料の利用促進

工事には木材、自然石、現存する植生等環境に配慮した材料の利用を促進する。

このうち木材については県産材を優先使用し、丸太材及び太鼓材については原則として間伐材を使用する。なお、しゅん工検査時に県産材の証明書で確認することとする。

３．信州リサイクル認定製品の利用促進

工事材料として、認定リサイクル資材を積極的に利用すること。

（参考）信州リサイクル製品認定制度

http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html

なお、利用に当たっては、事前に監督員と協議すること。

第9章　土木コンクリート品質確保のための「テストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査」

別掲２「コンクリート品質管理･土木コンクリート構造物品質確保特別仕様書」以外に調査を必要とする構造物は、次のとおりである。
なお、調査費用については、共通仮設費（技術管理費）に率計上している。

☐ 有 り

☑ 無 し

（参照）コンクリート品質管理･土木コンクリート構造物品質確保特別仕様書

https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/conhinshitu.html

第10章　施　　工

１．一般事項

水準点は、図面に示す ＢＭを使用すること。

２．安全対策

１）交通管理

①交通誘導警備員

☐ 有 り

☑ 無 し

・近接工事等で交通量が著しく増減した場合、道路管理者・警察署等からの要請、現場条件に著しい変更が生じた場合及び当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受注者は、警備業法第４条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

・指定路線においては、長野県公安委員会告示第70号（令和2年10月1日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員を配置し実施すること。

②交通安全施設

・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。

・車道部分に接し、車両等が飛び込みの恐れがある場合は、ガードレール、視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③交通規制

・規制箇所は、袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
　また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とする。

２）安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

３）掘削法面

「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等により必要な対策を講じること。

４） 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策等

①一般事項

・現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、施工計画書で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。

・斜面崩壊、有毒ガス・酸素欠乏等の対策として、下表の設備（各種センサー類及び換気設備等）を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議の上、設計変更の対象とする。

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備　考
該当なし			

②土石流対策

土石流危険河川内工事については、平成10年3月23日付け基発第120号「土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について」に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。安全対策に別途必要となる費用は、設計変更の対象とする。

③降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する等、工事の安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。

・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検

・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象情報の把握

・作業着手前、作業中の安全対策

・気象変化時におけるパトロールの実施、必要に応じた見張員の配置

・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底

５）足場工

建設工事の足場については、原則として平成21年３月２日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するのもとする。

（参考）手すり先行工法等に関するガイドライン

http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.html

（参考）関連通達等

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第22号）

・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成27年５月20日付け基安発0520第１号）

・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアル（平成26年３月10日付け基安安発0310第１号）

６）架空線等上空施設一般

１）工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

２）建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。また、実施内容については施工計画書に記載すること。

① 架空線等上空施設への防護カバーの設置

② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置

③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置

④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

３）前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、変更協議の対象とする。

３．施工段階における監督員の確認

共通仕様書以外の段階確認は、以下に掲げる工種及び施工段階において実施するものとする。

工　　種	確認内容	確認時期・頻度	備　　考
土工	土質、湧水状況確認	床掘終了時	
法線	法線確認	丁張設置後	
水路工	計画水路高の確認	水路設置後	

第11章　建設業法等における技術者制度

技術者等の配置に変更が生じる場合は、建設業法における技術者制度及び長野県建設部施行「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」によること。

（参考）建設工事等の現場代理人の兼任について

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html

第12章　ワンデーレスポンスの取り組みへの協力・協議

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。

受注者は、発注者のワンデーレスポンスの取組みに対し、情報共有化のための協議書類の電子化や、施工協議経緯表の共有化、施工状況報告を電子媒体で行うなど実施可能な範囲で発注者に協力しなければならない。なお、監督員が即日回答できない場合は、回答が必要な期限を発注者と受注者とで協議の上、回答期限を設けるなど「現場を待たせない」を念頭に工事に従事しなければならない。

第13章　契約書第１８条（条件変更等）の補足説明

施工に当たり、自然的または人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- ☑ 土質
- ☑ 転石の出現
- ☑ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- ☑ 残土捨て場位置
- ☐ 工事数量(概算数量発注のため)

第14章　下請負人契約

１．施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

２．施工体制に係る工事書類等

①「施工体系図」

②「施工体制台帳」、（「再下請通知書」は、下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成するが、監督員等の求めに応じて提示するものとする。）

③下請契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

３．下請契約（施工体制台帳に記載を求める契約をいう）における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。

４．施工体制台帳作成などの取扱い

工事書類における施工体制台帳作成などの取扱いは、「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱いについて（通知）」によるものとする。

（参照）長野県電子入札システムスタートページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/denshi/nyusatsu/

第15章　創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

（参照）長野県工事関係書類（図書、帳票、様式）ダウンロード一覧

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html

第16章　現場環境改善費

- ☐ 有 り

☑ 無 し

(1) 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として各計上項目から１内容選択し、合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督員と協議実施する。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

(3) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の必要性及び妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。対策を実施する場合は、受注者は施設や設備の種類及び規模・規格並びに設置期間等について、事前に監督員と協議すること。
なお、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出すること。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、ＰＲ看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（参照）工事における現場環境改善費の積算要領

https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html

第17章　数量算出方法

共通仕様書に記載のない数量算出方法については、次のとおりである。

☐ 有 り

☑ 無 し　　土地改良工事数量算出要領のとおり

第18章　履行報告（週間工程表）

受注者は、履行報告書（週間工程表）を提出するものとする。

第19章　予想出来形数量の提出

受注者は、遅くとも工期の１ヶ月前までに予想出来形数量を取りまとめ監督員に提出すること。なお、数量算出方法については、第17章によるものとする。

第20章　再生資源利用計画書等

提出様式は、原則としてコブリス・プラスを利用して作成すること。これにより難い場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）」によることも可能とする。

作成が必要な工事は、次表のとおりとする。

再生資源利用計画（実施）書	再生資源利用促進計画（実施）書
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事 1　土砂・・・・・・・・・・・・・500㎥以上 2　砕石・・・・・・・・・・・・・ 500ｔ以上 3　加熱アスファルト混合物・・・ 200ｔ以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事 1　土砂・・・・・・・・・・・・・・・500㎥以上 2　コンクリート塊 ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　・・合計200ｔ以上 建設発生木材

（参照）コブリス・プラス: https://fkplus.jacic.or.jp/

建設リサイクル報告様式（EXCEL）：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

なお、発注者から貸与されるリサイクル計画書は、次のとおりである。

☐ 有り　　（別紙「リサイクル計画書（積算段階）」のとおり）

☑ 無し

第21章　指導事項

この工事における指導事項は、下記のとおりである。

(1) セメント等を地盤改良材に使用する場合の措置について

セメント及びセメント系固化材を使用する際には、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を行い、自然環境等に悪影響を及ぼすことの無いように適正に処理を行うこと。
なお、試験方法、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によるものとする。

(2) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。
県庁税務課及び各県税事務所が行う燃料の抜取調査等に協力すること。

第22章　法定外の労働災害の付保

本工事において、受注者は法定外の労働災害保険に付さなければならない。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものにより監督員の確認を受けなければならない。

第23章　積算条件

１．価格積算基準

本工事で適用している価格積算基準は、下記のとおりである。

(1) 農林水産省　土地改良工事積算基準　令和８年度による。

（参考）長野県の農業農村整備事業における基準

リンク先:　https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html

施工パッケージ型積算方式について：

リンク先:　https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/unit_price/

(2) 上記以外の積算基準は、長野県建設部（国土交通省）の施工パッケージ型積算方式標準単価表を準用している。

２．適用歩掛

本工事で適用している歩掛等は、下記のとおりである。

(1) 農林水産省　土地改良工事積算基準　令和８年度

なお、上記以外の歩掛は、長野県建設部及び林務部の歩掛を準用している。

（注）建設部の歩掛を使用している際には以下の点に御留意願います。
建設部の歩掛を農政部で使用する際には「数量算出要領の１－５歩掛単価表等の単位及び数位」により、数位を修正して使用しています。
（例）建設部歩掛　普通作業員 0.506人 → 農政部歩掛　普通作業員 0.51人

３．特殊積算条件の有無

☐ 有 り

☑ 無 し

４．資材単価等

(1) 本工事に係る工事費の積算にあたっては、長野県が適宜調査している部局別単価や、積算資料（一般財団法人経済調査会）及び建設物価（一般財団法人建設物価調査会）などに設定されている刊行物単価などにより予定価格を算出している。なお、長野県が設定している単価等は、長野県ホームページにおいて閲覧できる。

(2) 刊行物単価の決定方法については、長野県公式ホームページ掲載の『「物価資料掲載単価」決定方法』による。

（参考）「長野県建設工事等設計単価」・「工事等に適用する積算基準」の公表について

リンク先:　https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/sekketanka.html

(3) 見積もりによる単価等の有無については、次のとおりである。

☐ 有 り

☑ 無 し

第24章　工事書類

工事書類は、原則として「工事書類簡素化ガイドライン」による。

（参照）工事書類簡素化ガイドライン:　https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kojisyoruikansoka.html

第25章　「ウィークリースタンス」の取組

本工事は「ウィークリースタンス実施要領」に基づきウィークリースタンスを実施する。
取組内容については、施工計画書に記載すること。

（参照）ウィークリースタンス実施要領

https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/weeklystance.html

第26章　工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関の長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

（参照）建設工事受注希望型様式集

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/koji.html

第27章　適用図書及び参考図書

図　書　名	長野県農政部 適用年月	発行元、監修元等及び 問い合わせ先
土木工事共通仕様書	令和８年10月	長野県農政部(農地整備課)
土木工事施工管理基準	令和６年10月	長野県農政部(農地整備課)
土地改良工事数量算出要領	令和８年10月	長野県農政部(農地整備課)
土木工事現場必携	令和８年４月	長野県建設部

設計変更ガイドライン	令和５年２月	長野県環境部、農政部、林務部、建設部
工事一時中止に係るガイドライン	令和４年10月	長野県農政部（農地整備課）
土木工事施工管理基準の手引き	令和４年３月	農林水産省農村振興局
施設機械工事等共通仕様書	令和８年10月	長野県農政部（農地整備課）
施設機械工事等施工管理基準	令和４年10月	農林水産省農村振興局
ICT活用工事実施の手引き	令和８年10月	長野県農政部(農地整備課)

※図書発刊を行っていない図書等については、長野県公式ホームページからコピーし入手できます。

以下の図書は、ホームページからダウンロード可能です。

共通仕様書　https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisankijun/kensetsu.html

施工管理基準　https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/dobokukanrikijyun.html

土木工事現場必携　https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/genbahikkei.html

設計変更ガイドライン

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/sekkeihenko-guideline.html

工事一時中止に係るガイドライン

https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/koujiichijicyushi.html

第28章　しゅん工検査

本工事のしゅん工検査は、検査補助員を配する検査、あるいは複数日検査となる場合がある。

第29章　定めなき事項

この仕様書に定めのない事項またはこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議すること。

以　上